

お知らせ

ご存知ですか 「町臨時職員雇用登録制度」

町の臨時職員は、あらかじめ登録された方の中から条件に合う人を選考し、雇用しています。

保育士や保健師などの資格をお持ちの方のほか、一般事務職や調理員の登録も受け付けています。登録を希望する方は、お申し込みください。

なお、国が行なう緊急雇用対策事業に基づく雇用についても本制度による登録者から採用いたします。ただし、登録された方すべてが採用されるものではありませんのでご注意願います。

【登録条件】65歳未満であること

【登録方法】臨時職員登録申込書を総務課庶務係へ提出してください。(郵送可)

申込書は総務課窓口での受領のほか、町ホームページからダウンロードできます。

【受付期間】随時受付(役場開庁時に限ります)

【申し込み 問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

12月のB&G健康運動教室

ステップエアロビクス 4日(金)、18日(金)

かんたんエアロビクス 11日(金)、25日(金)

(各回14:00から1時間程度です)

保険については、各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

【問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

12月の心配ごと相談

【期日】2日(水)[一般行政障害者相談]

22日(火)[一般人権相談]

【場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(木)から12月16日(水)までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

【問い合わせ】いすみ警察署 TEL 62-0110

おんじゅく お知らせ版



発行日 平成21年11月25日 NO.541

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

お知らせ

サンタクロース訪問事業

「サンタが家にやってきた!!」

町青年団体連絡協議会では、クリスマスにサンタクロースに扮したスタッフがご家庭を訪問し、お子さんに夢を届けるサンタクロース訪問事業「サンタが家にやってきた!!」を行います。多数のお申し込みをお待ちしています。

【対象者】御宿町に在住し、小学校3年生までのお子さんのいる家庭
【受付方法】町公民館にて申込用紙を記入し、お届けするプレゼントと一緒に提出してください。(割れ物・なま物・生き物をご遠慮ください)

【受付期間】12月12日(土)~12月20日(日)の17:00まで

【訪問期日】12月24日(木)19:00~21:00頃

【問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

消防団模擬火災訓練の実施について

年末は慌ただしく、火の取り扱いが疎かになりがちです。また、空気が乾燥し風も強いことから、火災の起こりやすい時季となります。町消防団では、火災の予防及び消火活動体制の強化を図るため、模擬火災訓練を以下のとおり実施しますので、ご協力をお願いします。

【期日】12月6日(日)6:30~8:00

当日は午前6時30分にサイレンを鳴らします。火災と間違えないようご注意ください。(中止の場合は午前6時25分に防災行政無線でお知らせします)

【場所】久保地先(B&G海洋センター周辺)

上布施地先(布施小学校周辺)

【問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

平成21年冬の交通安全運動

冬の交通安全運動が実施されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全に努めましょう。

【期間】12月10日(木)~12月31日(木)

【スローガン】まだいるの 飲んでる人 飲まず人

【問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

お知らせ

高額介護合算療養費について

医療費や介護サービス費の自己負担額が高額になった場合は、月ごとの限度額を基準にして「高額療養費」や「高額介護(予防)サービス費」が支給されています。

この制度に加え、更なる負担の軽減のために、医療費と介護サービス費を合わせた年間の自己負担額が著しく高額になった場合、決められた額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されることになりました。

支給の対象となる世帯、期間、自己負担限度額

医療費と介護サービス費の両方に自己負担がありかつ自己負担額が限度額(年間)を超える世帯が対象となります。

対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年分を合算します。ただし、平成21年7月までの分は、平成20年4月から平成21年7月までの1年4ヵ月分を合算します。

期間内の自己負担限度額は、世帯ごとに合算します。ただし、同じ世帯でも国民健康保険、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)、職場の健康保険など、加入している健康保険が異なる場合は、基準日(7月31日)に加入している保険ごとに合算します。

高額介護合算療養費の自己負担限度額(年間)は、下表のようになります。これを超えた額が、健康保険分と介護保険分に分けられ支給されます。

年齢・所得区分別の自己負担限度額(年間)

69歳以下の世帯の場合		
所得区分	平成20年4月~平成21年7月	平成21年8月以降
上位所得者	168万円	126万円
一般	89万円	67万円
住民税非課税世帯	45万円	34万円

70歳以上74歳以下の世帯の場合		
所得区分	平成20年4月~平成21年7月	平成21年8月以降
現役並み所得者	89万円	67万円
一般	75万円	56万円
低所得者	41万円	31万円
低所得者	25万円	19万円

入院・入所時の食費・居住費や保険のきかない差額ベッド代などは、合算の対象となりません。

高額介護合算療養費申請の方法

1. 介護保険担当窓口に「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
2. 介護保険担当窓口から「介護自己負担額証明書」が交付されます。
3. 加入している健康保険の窓口に「支給申請書」を提出します。その際、介護保険担当窓口から交付された「介護自己負担額証明書」を添付してください。
4. 加入している健康保険と介護保険のそれぞれから支給額が記載された「支給決定通知書」が送付され、支給されます。申請の受付は12月以降を予定しています。

詳しくは保健福祉課保健事業班までお問い合わせください。

【問い合わせ】保健福祉課保健事業班 TEL 68-6717